	(1) 你的为交叉/
改訂後	現行
投資顧問契約書兼契約締結時交付書面	投資顧問契約書兼契約締結時交付書面

ーご注意ー

### I. (省略)

### Ⅱ. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約には、クーリング・オフが適用されます。 具体的な取扱いは、次のとおりです。

- 1. クーリング・オフ期間内の契約の解除
- (1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問 契約の解除を行うことができます。
- (2)契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- (3)契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問 契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相 当額をいただきます。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に 徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、 違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象では ありません。

※投資顧問契約が解除された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。なお、別途当社が指定した方法にて「みんなのオプション」を口座開設している場合、「みんなのオプション」も同時に解約されます。

※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の 負担となります。

## 2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額をいただきます。

※投資顧問契約が解約された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。なお、別途当社が指定した方法にて「みんなのオプション」を口座開設している場合、

ーご注意ー

### I. (省略)

# Ⅱ. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約には、クーリング・オフが適用されます。 具体的な取扱いは、次のとおりです。

- 1. クーリング・オフ期間内の契約の解除
- (1)お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問 契約の解除を行うことができます。
- (2) 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- (3)契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問 契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相 当額をいただきます。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に 徴収した報酬額(社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をご返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、 違約金はいただきません。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象では ありません。

※投資顧問契約が解除された場合、「みんなのFX」「みんなのシストレ」も同時に解約されます。

※クーリング・オフの意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の 負担となります。

## 2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解約

クーリング・オフ期間経過後は、当社が指定する様式及び方法に従う場合に限り、いつでも投資顧問契約の解約を行うことができます。解約の場合、解約までの期間に「みんなのシストレ」における店頭外国為替証拠金取引の約定時毎に徴収した報酬額をいただきます。

「みんなのオプション」も同時に解約されます。

※解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、 当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となり ます。

Ⅲ. ~VI. (省略)

-投資顧問契約-

#### 第1条(投資顧問契約の締結)

お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に本サービス(第2条において定義されます。以下、同じです。)を行うことを承諾します。

2.お客様は、前項の本サービスの提供を受けるにあたり、当社が別途定める店頭外国為替証拠金取引「みんなのFX」「みんなのシストレ」に係る「店頭外国為替証拠金取引約款」、「個人情報保護方針」及び「契約締結前交付書面」その他関連諸規程等(本契約締結後に当社が新たに規程等を定めた場合には、それも含むものとします。以下、「約款等」といいます。)を承諾するものとします。

3.本サービスの供与を受けるには、当社が提供するみんなのFXの「FX口座」(以下、「FX口座」といいます。)、みんなのシストレの「シストレ口座」(以下、「シストレ口座」といいます。)及びお客様の金融機関口座との間で入出金を行う「入出金口座」の全てを保有する必要があります。また、別途当社が指定した方法に従って開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」といいます。お客様は、本契約、FX口座、シストレ口座、入出金口座又はオプション口座のいずれかのみを指定して解約することはできません。

第2条~第20条(省略)

平成30年10月20日 改訂

※解約の意思表示時にお客様が建玉を保有している場合、 当該建玉を決済したことによる損失は、お客様の負担となり ます。

Ⅲ. ~VI. (省略)

-投資顧問契約-

#### 第1条(投資顧問契約の締結)

お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に本サービス(第2条において定義されます。以下、同じです。)を行うことを承諾します。

2.お客様は、前項の本サービスの提供を受けるにあたり、当社が別途定める店頭デリバティブ取引(サービス名:【みんなのFX】【みんなのシストレ】)に係る「店頭デリバティブ取引約款」、「個人情報保護方針」及び「契約締結前交付書面」その他関連諸規程等(本契約締結後に当社が新たに規程等を定めた場合には、それも含むものとします。以下、「約款等」といいます。)を承諾するものとします。

3.本サービスの供与を受けるには、当社が提供するみんなのFXの「FX口座」(以下、「FX口座」といいます。)、みんなのシストレの「シストレ口座」(以下、「シストレ口座」といいます。)及びお客様の金融機関口座との間で入出金を行う「入出金口座」の全て(以下、「FX口座」、「シストレ口座」及び「入出金口座」を総称して「本取引口座」といいます。)を保有する必要があります。お客様は、本契約又は本取引口座の一方のみを解約することはできません。

第2条~第20条(省略)

以上

以上